



知っていますか 介護保険のしくみ

国民みんなで高齢者の介護を支え、必要な医療や福祉サービスを総合的に受けることができる社会を目指して、2000年にスタートした介護保険制度。知っているようで知らない、そのしくみの基本を押さえておきましょう。



加入者と保険料は？

40歳以上のすべての人が加入します。年齢によって第1号被保険者と第2号被保険者に分けられ、保険料の払い方も異なります。

● 第1号被保険者⇒65歳以上の人

個人の所得に応じた定額保険料が市区町村ごとに設定され、全額を本人が負担。年金月額15,000円以上の人には年金から天引きされ、年金月額15,000円未満の人は市区町村が個別に徴収します。

● 第2号被保険者⇒

40歳～65歳未満の人

被保険者の標準報酬月額と標準賞与額に介護保険料率をかけて算出。保険料は事業主と被保険者が折半して負担し、健康保険料と一緒に給与から天引きされます。



どんな人が どんなサービスを受けられる？

● 65歳以上=寝たきりや認知症などで日常生活に常時介護が必要な状態の人や、サポートが必要な状態の人

● 40歳～65歳未満=特定疾病※により介護が必要となった人

※がん末期、関節リウマチ、筋委縮性側索硬化症、脊柱管狭窄症、脳血管疾患、初老期における認知症など16種類の疾病

上記のうち認定を受けた人は、訪問介護やデイサービス、介護老人福祉施設への入所など、さまざまなサービスを原則1割の負担で受けることができます（残りの額は介護保険から給付されます）。ただし、施設に入所したときは食費や生活費などを負担しなくてはなりません。



介護認定の手続きはどうすればいい？

介護サービスを受けるためには、住んでいる市区町村に申請書を提出し、どの程度の介護が必要であるかを市区町村に設置される介護認定審査会で判定してもらいます。

要介護認定の手続きの流れ

1 電話などで相談→市区町村の担当窓口へ

2 要介護認定の申請→本人または家族が市区町村などに申請

3 主治医意見書→市区町村の依頼で主治医が意見書を作成
訪問調査→市区町村の職員などが自宅を訪問して調査

4 要介護度（要支援1～2、要介護1～5の7段階に分類）の決定

5 認定結果通知→申請から30日以内に通知

6 要介護・要支援と認定、非該当と認定



けんぽお知らせ板